

(4) 認知症の方を支える体制の整備

全国の65歳以上の高齢者の約1割が日常生活自立度Ⅱ(※11)以上の認知症高齢者であると推計されており、その数は今後も増加が見込まれています。

認知症という疾患に対する正しい理解を広げていくとともに、認知症予防の強化や、正しいケアの流れの確立を急ぐ必要があります。

本市においては、これまでも認知症専門医療機関と連携した対応支援や、もの忘れ健診(※12)による早期発見の取組を行ってきたところですが、こうした取組を基礎としながら、認知症の早期発見・早期対応によりその症状の悪化を防ぎ、認知症の方ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるような施策を多面的に推進していきます。

【主な取組】

- ① 認知症予防施策の強化
- ② 認知症ケアパス(※13) (仮称：認知症ささえあいガイドブック) の作成と普及の推進
- ③ 認知症初期集中支援チーム(※14)の設置
- ④ 認知症カフェ(※15)の開設
- ⑤ 認知症地域支援推進員(※16)の配置
- ⑥ 認知症サポーター(※17)の養成及び認知症サポーター認定所(※18)の拡大
- ⑦ 認知症高齢者の見守り体制の充実
- ⑧ 若年性認知症の方の状況に合わせたサービスや制度の周知 など

※11：日常生活自立度Ⅱ 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態

※12：もの忘れ健診 認知症や軽度認知障害の傾向が見られる高齢者の早期発見、早期治療を目的として、特定の年齢の高齢者に対し、すこやか検診に併せて実施している。

※13：認知症ケアパス 認知症の方が認知症を発症したときから、その進行状況に合わせていつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのかをあらかじめ標準的に決めておくもの

※14：認知症初期集中支援チーム 医療・介護の専門職により構成されるチームで、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援を行う。

※15：認知症カフェ 認知症の方と家族、地域住民、専門職等の誰もが気軽に参加し、認知症に関する相談や情報交換ができる場を提供

※16：認知症地域支援推進員 認知症の方ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の方やその家族を支援する相談業務等を行う。

※17：認知症サポーター 認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の方や家族に対してできる範囲での手助けを行う人。具体的には、「認知症サポーター養成講座」を受講し、サポーターとなる。

※18：認知症サポーター認定所 小売店等の一定割合の従業員等が認知症サポーターの養成講座を受講修了した場合に高齢者の方にやさしい店として認定